

令和8年度 上半期バール化ペットボトル売払単価

入札説明書

令和8年3月9日

大和郡山市
清掃センター

令和8年度 上半期べール化ペットボトル売払単価入札説明書

| | |
|----------------|---|
| 1 件 名 | 令和8年度 上半期べール化ペットボトル売払単価 |
| 2 引渡場所 | 大和郡山市九条町11番地2 |
| 3 売払単価設定期間 | 自 令和8年4月1日 至 令和8年9月30日 |
| 4 開札場所及び開札日時 | 令和8年3月30日（月） 9：30 大和郡山市清掃センター 会議室 |
| 5 売払単価及び入札書提示額 | 3の期間における、仕様書記載のべール化ペットボトル1トンあたりの単価を、ペットボトルリング付（以下「リング有」とする。）単価、ペットボトルリングなし（以下「リング無」とする。）単価、PPキャップ単価を消費税を含まない単価で提示してください。 これらの単価及びリング有、リング無、PPキャップの年間推計売却量で算出された年間推計買取額の合計金額を入札書提示額とし、予定価格以上で最高価格提示者を落札者とします。 入札書に記載された買取単価に消費税相当額を加算した額をもって契約額とします。 （1円未満の端数は切り捨て） |
| 6 入札参加資格 | 入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。 （1）国税・地方税の滞納のない者であること。（市内に本店支店を有する事業者にあつては、市民税の滞納もない者であること。） （2）地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。 （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあつては更正手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 （4）事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。 （5）下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。 ①代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。 ②代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。 ③代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。 ④代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。 ⑤代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。 |

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>入札説明書 7 等を交付する場所</p> | <p>入札説明書等は、大和郡山市公式ホームページよりダウンロードのこと。</p> |
| <p>8 入札参加資格の確認方法</p> | <p>この入札に参加を希望する者は、6に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、下記の</p> <p>(1) 提出書類の①から⑥に記載される書類を提出しなければならない。</p> <p>ただし、参加申込時点において有効な大和郡山市の「物品購入・委託業務等業者登録」のある者は、④から⑥の書類の提出を省略することができる。</p> <p>なお、期限までに定められた書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>①一般競争入札参加申請書</p> <p>②暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書</p> <p>③令和6年度・令和7年度における再生資源買取実績表（※当該契約書の(写)添付必要） （地方公共団体との契約を記載すること。）</p> <p>④法人登記の登記事項証明（法人）もしくは住民票（個人事業主）（写） （大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合は提出不要）</p> <p>⑤印鑑証明書（写） （大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合は提出不要）</p> <p>⑥納税証明書（写）（法人 その3の3/個人 その3の2） （大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合は提出不要）</p> <p>(2) 提出期限 令和8年3月18日（水） 17:00まで <u>（必着）</u></p> <p>(3) 提出場所 〒639-1001 大和郡山市九条町11番地2 大和郡山市清掃センター</p> <p>(4) 提出方法 持参又は郵送によること。</p> <p>(5) 入札参加資格の確認</p> <p>申請書及び確認資料の提出のあった者（以下「申請者」という。）には、令和8年3月19日（木）までに次に掲げる事項を記載した確認通知書を電子メールで通知する。</p> <p>ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨。</p> <p>イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由。</p> <p>ウ 入札参加資格の確認通知書において、入札保証金の納付が必要とされた者は、市の指定する日までに入札保証金を支払わなければ失格となり、入札に参加できない。</p> <p>(6) その他</p> <p>ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。</p> <p>イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。</p> |
| <p>9 仕様書等の質問</p> | <p>(1) 仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。</p> <p>ア 提出期限 令和8年3月13日（金）16:00まで</p> <p>イ 送信先 大和郡山市清掃センター</p> <p>ウ 提出先アドレス seisou@city.yamatokoriyama.lg.jp</p> <p>(2) (1)の回答については、当市ホームページに掲載する。ただし質問なしの場合を除く。</p> <p>ア 回答期限 令和8年3月16日（月）</p> |

| | |
|------------------|---|
| <p>10 入札手続等</p> | <p>(1) 入札保証金</p> <p>大和郡山市契約規則第4条に規定する入札保証金を支払うこと。</p> <p>令和8年3月27日(金)17:00まで(入札前までに支払い)</p> <p>ただし、大和郡山市契約規則第6条各号に規定される場合はこれを免除とする。</p> <p>入札保証金は、落札者の決定後ただちに還付する。</p> <p>ただし、落札者にかかる入札保証金は契約保証金に充当する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(入札保証金)</p> <p>大和郡山市契約規則(抄)</p> <p>第4条 令第167条の7第1項の規定による入札保証金は、その見積価格の100分の5以上(インターネットを利用して市の普通財産の売払いを行う事務手続き(以下、「公有財産売却システム」という。)による入札の場合は、第9条第1項に規定する予定価格の100分の10以上)とし、現金をもって納付させなければならない。</p> <p>第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2)令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> </div> <p>(2) 契約保証金</p> <p>大和郡山市契約規則第21条に規定する契約保証金を支払わなければならない。</p> <p>ただし、同規則第22条に該当する者はこれを免除とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(契約保証金)</p> <p>大和郡山市契約規則(抄)</p> <p>第21条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金は、その契約金額(公有財産売却システムによる入札の場合は、第9条第1項に規定する予定価格)の100分の10以上とし、現金をもって納付させなければならない。</p> <p>第22条 前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (省略)</p> <p>(3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (省略)</p> </div> <p>(3) 契約書作成の要否 要</p> |
| <p>11 入札書の提出</p> | <p>ア 提出期限 令和8年3月27日(金)16:00まで <u>(必着)</u></p> <p>イ 提出方法 簡易書留郵便で郵送すること。</p> <p>ウ 提出先 8(3)に同じ</p> |

12 入札上の注意

(入札の基本的事項)

入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。

(公正な入札の確保)

入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。

(消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

入札書は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者、免税事業者問わず。）を記入すること。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。

(入札書の金額の数字)

入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

(入札書の記載事項の訂正)

記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。

(入札の辞退)

郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を市長に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を市長に提出すること。

2 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札執行回数)

入札執行回数は、3回以内とします。

(入札書等の提出方法)

当該郵便入札に参加する者は、入札書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、大和郡山市が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに簡易書留郵便により、指定の宛先まで郵送すること。

2 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(無効の郵便入札)

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

- (1) 市長が定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印のない入札
- (3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (5) 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札
- (6) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札
- (7) 簡易書留郵便以外の方法による入札
- (8) 入札書及びその他必要書類以外のものが同封された入札
- (9) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (10) その他、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

- 1 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。
- 2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。開札立会人がくじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- 3 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日（清掃センターの休日の場合は、その前日）の正午までに電子メールで申し込みをすること。

12 入札上の注意
つづき

(入札の延期、中止及び取消し)
郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。

(落札者の決定)
予定価格以上で、入札書に記載された年間推計買取額の合計金額が最も高い者を落札者とします。
落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホームページ上に掲載します。
落札者がいない場合は、再度入札又は再度公告入札を行います。

○ 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、簡易書留郵便で郵送到着期限までに送付してください。

封筒は中に入札金額等が透けて見えないものを使用してください。

| | |
|--|--------------------------|
| 簡易書留 郵便相当 額の切手 | |
| 〒 639-1001 大和郡山市九条町11番地2 大和郡山市 清掃センター 大和郡山市長 上田 清 様 | |
| 簡易書留 | |
| 条件付一般競争入札 入札書在中 | |
| 入札件名 | 令和8年度 上半期ペール化ペットボトル売払単価 |
| 引渡場所 | 大和郡山市九条町11番地2 |
| 入札書送付期限 | 令和8年3月27日(金) 16:00まで(必着) |
| 商号 | 株式会社 ●●●● |
| 代表者名 | 代表取締役 ■■■■ |
| 連絡先 | 連絡先電話番号 |
| 担当者名 | ▲▲▲▲ |

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1001

大和郡山市九条町11番地2
大和郡山市 清掃センター

大和郡山市長 上田 清 様

条件付一般競争入札 入札書在中

| | |
|---------|-------------------------|
| 入札件名 | 令和8年度 上半期ペール化ペットボトル売払単価 |
| 引渡場所 | 大和郡山市九条町11番地2 |
| 入札書送付期限 | 令和8年3月27日(金) 16時まで(必着) |
| 商号 | |
| 代表者名 | |
| 連絡先 | |
| 担当者名 | |

○ 入札書の記載方法

入 札 書

令和 年 月 日

1. 件名 令和8年度 上半期ペール化ペットボトル売払単価

実際に入札書を作成した日付を記入

2. 引渡場所 大和郡山市九条町11番地2

所在

3. 入札金額

¥4,486,000 円

商号

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札します。

大和郡山市長 上田 清 様

代表者

印

下表のA・B・CのセルにAはリング無の単価を、Bにはリング有の単価を、CにはPPキャップの単価を、**税別**で入力してください。A・B・Cのセル以外は直接入力できません。

住所・入札業者名を記載の上、必ず代表者印を押印

| 種別 | ①単価(税別) 円/トン | ②期間推計売却量 (トン) | ③年間推計買取額(税別) (①×②) |
|--------|-----------------|------------------|-----------------------|
| リング無 | A 80,000 | 1 | 80,000 |
| リング有 | B 80,000 | 55 | 4,400,000 |
| PPキャップ | C 6,000 | 1 | 6,000 |
| 合計 | | 57 | 4,486,000 |

着色された3か所へ単価を入力してください。
※単価はすべて税別で入力し、一の位までとします。
※入力されている単価は、記入例であり、予定価格ではありません。

※PPキャップの単価は、4,000円/トン以上を記入してください。4,000円未満の場合は、失格となります。

※ 入札書様式は、入札参加資格を有すると認められた者に入札参加資格確認通知書とともに電子メールで送付します。

令和8年度 上半期ベール化ペットボトル売払単価 仕様書

大和郡山市が市内で分別収集したペットボトルを、大和郡山市清掃センター内ペットボトルリサイクル施設にて選別、減容、圧縮、梱包したうえ売り払い、適切なリサイクルを行うことにより資源循環を図ることを目的とする。

1. 売却対象品目

| | | |
|----------------|--|---|
| (1) ベール化ペットボトル | ラベル、キャップ除去済、ポリプロピレンバンド結束済 | |
| | A リング無ボトル (リング無) | B リング付ボトル (リング有) |
| |  |  |
| | ① 1ユニットの形状等【図①】 | |
| | ベール | W (約 700mm) × D (約 500mm) × H (約 500mm) |
| | パレット | W1100mm × D1100mm × H150mm (同程度のサイズ) |
| | ② 契約期間中の引渡予定数量 | |
| | A リング無ボトル (以下「リング無」とする。) | 1 トン |
| | B リング付ボトル (以下「リング有」とする。) | 55 トン |
| | (期間中の引渡し数量を保障するものではありません。) 令和8年度 上半期生産推計は表①を参照してください。 | |
| ③品質 | (財) 日本容器包装リサイクル協会 令和8年度 市町村からの引き取り品質ガイドライン と同程度 | |

2. 契約単価等

- ① 契約はリング有、リング無、PPキャップの各単価契約で、トンあたり単価とする。期間中の単価変更は認めない。
- ② 入札書に記載するリング有、リング無、PPキャップの各単価は、消費税相当額を含まないものとする。
- ③ 契約単価は入札書に提示した単価（リング有、リング無、PPキャップ各単価）に消費税相当額を加算したものとする。

3. 単価契約の期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

4. 引渡場所

大和郡山市清掃センター内（奈良県大和郡山市九条町11番地2）

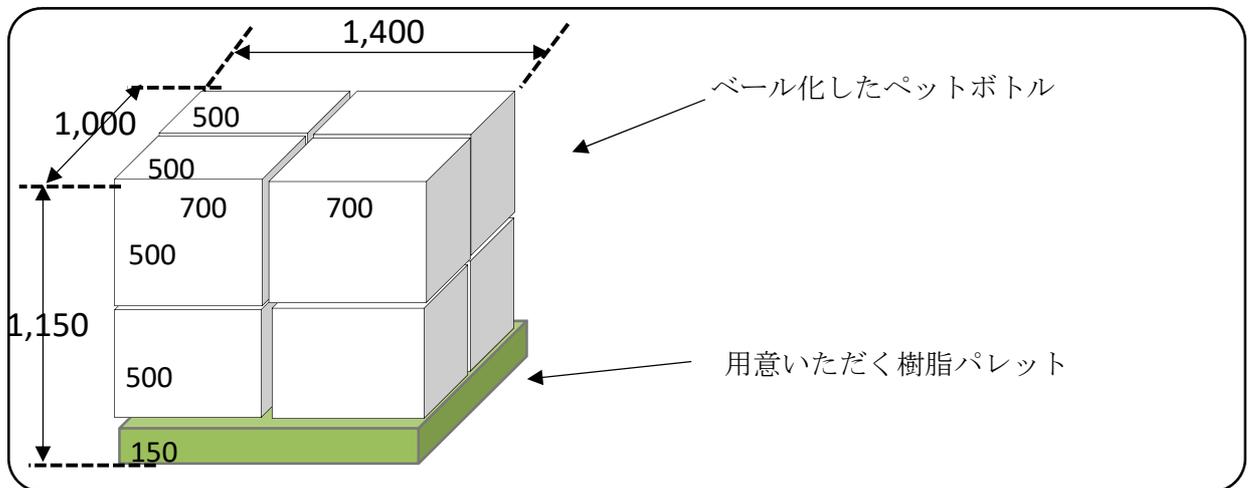
5. 引渡方法及び引渡条件

- ① 積載、搬出の作業は、原則水曜日を除く月曜日から金曜日の9時から16時までとし、土曜日、日曜日、祝日及び大和郡山市の定める清掃センターの休日は作業を行うことはできない。
- ② 落札者は、原則前月の20日までに、当月の引取日を大和郡山市と協議のうえ決定すること。ただし、令和8年4月の引取日については落札日から15日以内に協議決定することとする。
- ③ 落札者は、4の引き渡し場所において、リングの有無別にベール化ペットボトルを8トン以上大和郡山市に滞留させないように引取日程を決定しなければならない。
- ④ 落札者は、リング無、リング有のベール化ペットボトル別に積載車両をわけて引取ること。ただし、PPキャップにおいては、この限りでない。
- ⑤ 毎月、落札者が引き取らなければならない「ベール化ペットボトル」の数量は、各月おおむね8トン程度とする。ただし引渡し

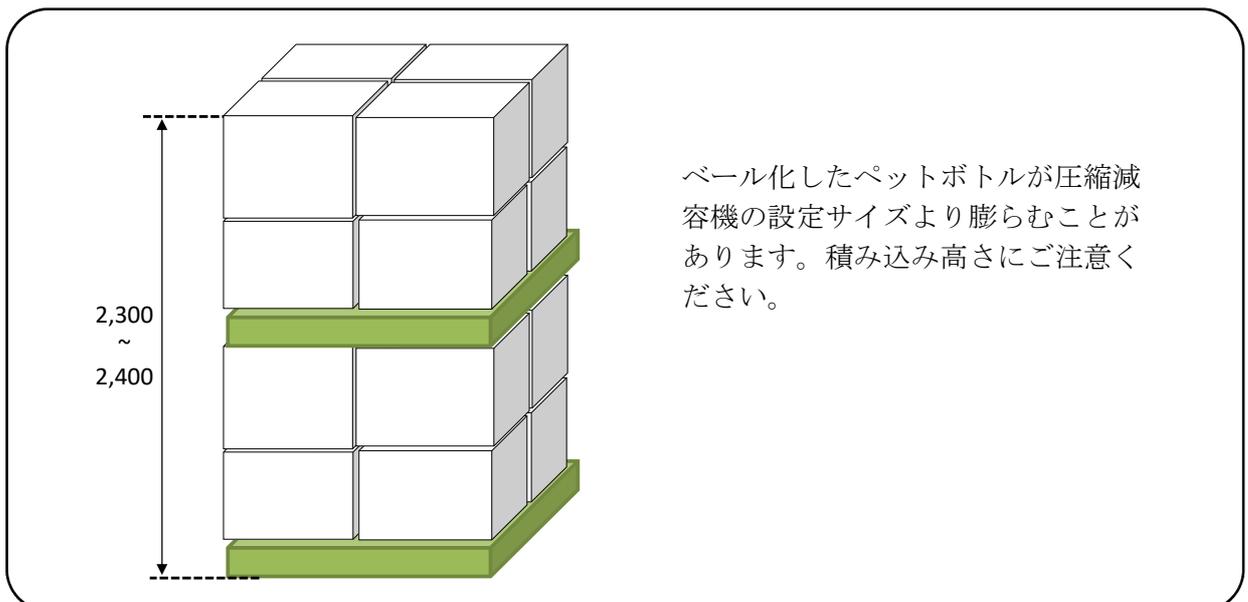
可能なベール化ペットボトルの残量が8トンを下回る場合は、大和郡山市と協議のうえ決定するものとする。

- ⑥ ペットボトルについては、落札者で用意した運搬用の樹脂パレットを、PPキャップについては、大和郡山市で用意した、フレキシブルコンテナバッグを使用して運搬車両に積載すること。
- ⑦ 大和郡山市が1つのパレットに積み付けるユニットは、リング無、リング有ともに2段積（図②-1、②-2）とする。

【図②-1】パレットへの積付図



【図②-2】車両へ積み込む際の形態



【積載の参考写真】（10トン車へ積載した際の写真です。）

10トントラックへの積載参考写真です。

トラックの荷室形状にもよりますが、各側に2段積×6＝12パレットの計24パレットになるケースが多いです。



片側12パレット積載（2段×6）



逆側12パレット積載（2段×6）

- ⑧ ペットボトルの積載及び搬出に要する機材（パレット）、車両、消耗品（フレキシブルコンテナバッグ除く）、人員等はすべて落札者で準備することとし、大和郡山市に負担させないこと。
- ⑨ 清掃センターにおいてペットボトルを落札者の車両に積載する際に、フォークリフト（当市が指定するもの）の使用を希望する場合は、清掃センターの保有するフォークリフトの貸与を認めるものとする。（ただし、使用を認める者は、フォークリフト運転技能講習終了証を保持する者に限る。）
- ⑩ 前項のフォークリフトの使用にあたっては、使用日3日前までに清掃センターの許可を得ること。

- ⑪ 落札者は、契約期間内に大和郡山市が作成したベール化ペットボトル等について、契約期間終了までに引き上げを行うものとする。
- ⑫ 大和郡山市は、生産月順、ベール化ペットボトル等の種類別（リング無、リング有、PPキャップ）に敷地内に保管しているので、原則として落札者は生産月の古いものから引渡しを受けるものとする。

6. 計量

- ① ベール化ペットボトル等の種類（リング無、リング有、PPキャップ）ごとに計量するものとする。
- ② 引き渡し重量に関しては、清掃センター内の計量器にて測定するものとし、測定後は清掃センターが発行する計量伝票を受け取ること。
- ③ 清掃センター内での計量については10kg未満切上とする。
- ④ 搬出車両に10トン車を使用する場合は、大和郡山市が指定する場所で計量すること。（この場合における計量等の経費については、落札者の負担とする。）
- ⑤ 上記②によらず落札者で計量する場合は、計量器検査証等及び計量伝票を添付し、その計量結果を引き渡しから5日以内に大和郡山市に提出すること。
- ⑥ 計量の際は、車両重量、樹脂パレット重量（1枚あたりのパレット重量は落札後協議の上で認定する。）、フレキシブルコンテナバッグ重量（1枚あたり@3kgで認定）を控除した数量を正味売却数量として認定する。
- ⑥ 水分については計量数値から控除しないため、含水率を想定した入札単価として提出すること。

7. 売払い額の確定

ベール化ペットボトル等の売却代金は上記6にて認定したベール化ペットボトル等の種類別（リング無、リング有、PPキャップ）の重量に、各々の契約額を乗じて算出するものとする。

8. 売却代金の支払

7により確定した売り払い代金により、大和郡山市は納付書を作成し、落札者に送付する。落札者はこれを請求日から30日以内に納付しなければならない。

9. 事業計画

- ① 引き渡したペットボトル等の再資源化にあたっては、国内で一連の再商品化工程（原料までの工程）を完結すること。
- ② 最終的に再商品化製品利用するまでの過程及び取引業者についてまとめ、事業計画書として提出すること。当該事業計画に変更を生じた場合は、速やかに報告すること。
- ③ 事業計画書とおりに適正に売却品が再商品化等の処理が行われることを確認するため、大和郡山市は加工現場等の確認を行い、落札者はこれに協力すること。

10. 安全対策

- ① 落札者は、運搬車両を場内に進入させ積み込みをする際には、事故防止について注意を払い、安全確保に必要な対策を講ずるとともに、当該作業について一切の責任を負うものとする。
- ② 運搬を行う際は、交通法規その他関係法令を遵守し、他の交通へも注意を払うこと。
- ③ 事故に際しては、全責任をもって解決にあたり、遅滞なく大和郡山市に報告すること。

11. 契約の解除

落札者が次の事項に違反もしくは、仕様書の内容を履行、遵守でない場合は、大和郡山市は契約を解除することができるものとする。

- ① 権利義務の譲渡行為
- ② 事故等の隠蔽行為
- ③ 過失による度重なる事故
- ④ 令和8年度 上半期ペール化ペットボトル売払単価仕様書記載事項違反
- ⑤ 暴力団に関与のない旨の誓約書兼承諾書に違反した場合

12. 引渡物件の現状及び保管場所の状況

大和郡山市 清掃センター内に下図のように保管されている。

東側から撮影



北側から撮影



2段積 (リング無)



2段積 (リング有)



PPキャップをフレキシブル
コンテナバック (フレコ
ンバッグ)
に入れて集積したもの。

13. 物件状況の確認

令和8年3月11日までに希望者は清掃センターへ申し出てください。
3月12日と3月13日の2日間で、日時を設定する予定です。希望者が
ない場合は見学日を設定いたしませんので、ご希望の場合は必ずご
連絡ください。